

# 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活や障がい、死亡などしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。



平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務のある方は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

経済的な理由により国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、最寄の年金事務所や市民課国保年金係で手続きをしてください。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、法律改正により2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができますので、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、市民課国保年金係又は年金事務所へご相談ください。

## 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内(例：平成27年7月分は平成37年7月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

対象となる方は以下の年金を受給されている方です。

- ①20歳前傷病による障害基礎年金②障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金
- 対象の方には、日本年金機構秋田事務センターから「所得状況届」が送付されますので、7月末日までに市民課国保年金係又は各総合窓口センター、出張所へ提出してください。

◎お問い合わせ・・・市民課国保年金係 ☎62-1118 合川総合窓口センター ☎78-2112  
森吉総合窓口センター ☎72-3115 阿仁総合窓口センター ☎82-2112

# 中学生の福祉医療制度が改正されます 中学校修了まで全額助成が延長…8月1日から



北秋田市では、中学生を対象とした福祉医療費助成制度の外来医療費助成について、これまで外来で自己負担(診療報酬明細1枚当たり千円まで)を超えた分を助成していましたが、平成27年8月1日診療分から全額助成します。

このたびの改正により、医療機関窓口での自己負担額は0円となります。(※県外受診の際や保険適用外の診療についての取扱いに係る変更はありません。)

なお、中学生については、変更後の受給者証の有効期限が、中学校修了年度の3月31日まで延長されますので、提示忘れや紛失にご注意ください。

※県外での受診の場合、マル福は適用されません。領収書を市役所へ提示していただければ、後日払い戻しをします。また、入院時の食事代・寝具代・診断書等は対象外になります。

平成27年  
7月31日  
まで

対象者	外来医療費	入院医療費
小学生以下(小学校修了年度の3月31日まで)	全額助成	全額助成
中学生(中学校修了年度の3月31日まで)	個人の負担額上限は1,000円まで	全額助成



平成27年  
8月1日  
から

対象者	外来医療費	入院医療費
小学生以下(小学校修了年度の3月31日まで)	全額助成	全額助成
中学生(中学校修了年度の3月31日まで)	全額助成	全額助成

## 福祉医療費受給者証が更新になります

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が平成27年7月31日の方は使用できなくなります

更新の対象となる方に対しては、7月末までに新しい受給者証をお送りしますので、8月以降病院で受診される際は有効期限を確認のうえ、保険証と共に提示してください。

ただし、市で平成26年中の所得が把握できない方(1月1日以降の転入者、未申告者)は、前住所地より所得課税証明書の取り寄せや申告を行う必要があります。該当する方には別途通知を発送いたします。

○期限切れの証は各自破棄してください。自治体職員を装い、保険証などを騙し取る事件が多発しています。市職員が直接回収に伺うことはありませんのでご注意ください。

○加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更となった場合には、速やかに市民課及び各窓口センターにて手続きをお願いします。

◎お問い合わせ・・・市民課国保年金係 ☎62-1118